

令和7年  
9月号

職場内での回覧、掲示をお願いいたします。

## 協会けんぽからのお知らせ

## 協会けんぽ 2024 (令和6) 年度決算 (見込み) のお知らせ

## 2024 年度の決算 (見込み) の概要

2024 年度の決算は収入が 11 兆 8,525 億円、支出が 11 兆 1,939 億円、収支差は前年度から 1,923 億円増加し、6,586 億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比 3,492 億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比 1,040 億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止 (2024 年 3 月末廃止) 等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

## ■ 2024 年度決算 (見込み) | 医療分 (単位: 億円)

2024 年度決算 (見込み)		医療分 (単位: 億円)	
収入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
	計	118,525	(+2,421)
支出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
	計	111,939	(+497)
単年度収支差		6,586	(+1,923)

※ ( ) 内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

## 保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への  
拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

## 健診・保健指導経費 1.5%

## 協会事務費 0.9%

## その他の支出 0.5%

## 支出

約 11.2 兆円

## 保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

## 収入

約 11.9 兆円

## 国からの補助金 9.9%

## その他の収入 0.3%

## Q. 2024 年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
  - 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
  - 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること
- 等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025 (2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

マイナ保険証を  
お持ちでない方へ

# 資格確認書

をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要となります。**マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を送付いたします。

## 資格確認書とは

資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない場合※に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書（カード）です。

資格確認書：プラスチック製カード型



※マイナ保険証をお持ちでない場合とは、以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

## 送付対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

## 送付時期

**令和7年10月下旬より被保険者様のご住所宛へ発送**

Q なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

A 資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。

Q 資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの？

A 資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。

Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

A 令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。

なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。

## ●お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369

 **全国健康保険協会 栃木支部**  
協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮 DIビル7階

☎028-616-1691 (代表) 受付時間：平日8:30~17:15

協会けんぽ栃木支部

検索

(土日祝・年末年始を除く)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

健康保険制度等に関するお役立ち情報配信中!

栃木支部  
公式

LINE

お友だち登録は  
こちらから→



栃木支部  
公式

メルマガ

新規登録は  
こちらから→

